

◆ 「看護師等養成所指定規則」一部改正 ～ 改正の概要

〔令和2年10月30日〕

教育内容の充実を図るため、カリキュラムを定める規則について、所要の改正を行う。

3年課程は、令和4年(2022年)度から適用する。

≪ 看護師学校養成所カリキュラムの見直し ⇒ 規則別表3の改正 ≫

- 1 総単位数を、「97 単位」から5単位増の「102 単位」とする。
- 2 「専門分野Ⅰ」「専門分野Ⅱ」「統合分野」の教育内容区分をまとめて「専門分野」とする。
- 3 「基礎分野」の「科学的思考の基盤」及び「人間と生活・社会の理解」の単位数を、「13 単位」から1単位増の「14 単位」とする。
- 4 「専門基礎分野」の「人体の構造と機能」及び「疾病の成り立ちと回復の促進」の単位数を、「15 単位」から1単位増の「16単位」とする。
- 5 「専門分野」の「基礎看護学」の単位数を、「10 単位」から1単位増の「11 単位」とする。
- 6 「専門分野」の「在宅看護論」の名称を、「地域・在宅看護論」に改め、規定順を変更し、基礎看護学の次に位置づけ、単位数を「4単位」から2単位増の「6単位」とする。
- 7 「専門分野」の「成人看護学」「老年看護学」の臨地実習の単位数を、それぞれ「6単位」と「4単位」から「合計4単位」とする。
- 8 「専門分野」の臨地実習について、総単位数の23 単位から各教育内容の単位数の合計17 単位を減じた6単位については、教育内容を問わず実習単位数を自由に設定することができることとする。

現在の宮本看護専門学校 カリキュラム			新カリキュラム基準		
単位数	時間数	分野	科目内容	分野	単位数
3	90	基礎分野	科学的思考の基礎	基礎分野	14
11	270		人間と生活・社会の理解		
5	150	専門基礎 分野	人体の構造と機能	専門基礎 分野	16
10	270		疾病の成り立ちと回復の促進		
6	90		健康支援と社会保障制度		
10	300	専門分野Ⅰ	基礎看護学	専門分野	11
7	180	専門分野Ⅱ	成人看護学		6
4	105		老年看護学		4
4	105		小児看護学		4
4	105		母性看護学		4
4	105		精神看護学		4
4	90	統合分野	在宅看護論		
5	105		看護の統合と実践	4	
			地域・在宅看護論	6	
3	135	臨地実習	専門分野Ⅰ	臨地実習	
16	720		専門分野Ⅱ		
4	180		統合分野		
			専門分野		23
100	3,000	計			102